

●香川県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年1月20日

香川県知事 池田豊人

指定年月日	名 称	所 在 地
令和4年9月1日	坂出市国民健康保険 与島診療所	坂出市与島町102番地
令和4年12月1日	みずほ調剤薬局	坂出市江尻町1578番地5
令和5年1月1日	医療法人社団 大浦内科消化器科医院	仲多度郡琴平町榎井853番地28